

宣誓・同意書

(緊急事態宣言の再発令による特別措置の適用事業者)

令和 2 年度第 3 次補正予算小規模事業者持続化補助金＜低感染リスク型ビジネス枠＞（以下、「本補助金」という。）の申請に伴い、次の 1～3 までのいずれにも宣誓し、4～8 までのいずれにも同意します。また、虚偽の宣誓を行った場合又は同意した事項に違反した場合は、本補助金交付規程（以下、「交付規程」という。）第 9 条に基づく交付決定を受けていない場合は本補助金の申請を辞退し、交付規程第 9 条に基づく交付決定を受け補助事業を実施している又は補助事業は完了したが補助金の支払を受けていない場合は交付規程第 15 条に基づく補助事業の廃止の申請を行い、交付規程第 20 条に基づく補助金の支払いを受けていた場合は速やかに全国商工会連合会（以下、「全国連」という。）に返還します。

1. 交付規程及び全国連又は全国連が本補助金に係る事務を委託した者が定める公募要領等（以下、「交付規程等」という。）に定める補助対象要件を満たしていること
2. 2021 年 1 月、2 月、又は 3 月の事業収入が、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 32 条第 1 項に基づき 2021 年 1 月 7 日に発令された新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業又は不要不急の外出・移動の自粛により、特に大きな影響を受けたことから、2021 年 1 月から同年 3 月までの期間のいずれかの月の月間事業収入が 2019 年又は 2020 年の同月と比較して 30%以上減少したこと
※売上台帳、帳面その他の確定申告の基礎となる書類に基づく事業収入が 2019 年又は 2020 年の同月比で減少していることが必要である。また、当該書類について、中小企業庁、全国連、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下、「中小機構」という。）及び前 3 者が委任若しくは準委任した者の求めに応じて、速やかに提出することが必要である。
3. 本補助金の申請内容全てに虚偽がないこと
4. 自らの業種・施設に該当する業種別ガイドラインを遵守すること
5. 交付規程第 22 条に基づき、全国連会長が行う是正措置の命令及び全国連会長及び独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下、「中小機構」という。）理事長の指定する者による立入検査等について応じること
6. 提出した申請内容に記載された情報が本補助金の事務のために第三者に提供される場合（補助対象要件の充足性を判断するために中小企業庁、全国連及び中小機構が申請者の申請内容に記載された情報を第三者に提供する場合を含む。）及び本補助金の交付等に必要な範囲において申請者の個人情報が第三者から取得される場合（補助対象要件の充足性を判断するために中小企業庁、全国連及び中小機構が申請者の個人情報を第三者から取得する場合を含む。）があること
7. 国や自らの事業所等が所在する地域の地方公共団体等が行う、新型コロナウイルス感染症の感染防止に関する調査の協力要請があった場合に、最大限協力すること
8. 交付規程等に従うこと

令和 年 月 日

法人名（法人の場合）代表者又は個人事業者等の氏名（自署）